

頁行 下とは下から	新	旧																																								
4 頁 6 行	欄外 労働条件明示事項の追加 2024.4.1 改正 労働契約の締結・更新時の労働条件明示事項が追加されま <u>した。</u>	欄外 労働条件明示事項の追加 2024.4.1 改正 労働契約の締結・更新時の労働条件明示事項が追加されま <u>す。</u>																																								
5 頁 15 行	但し、労働者は、 <u>1 回</u> の契約期間が 1 年を超えた日以降 は、いつでも使用者に申し出ることにより退職できます (労基法附則 137 条*)。	但し、労働者は、契約期間が 1 年を超えた日以降は、いつ でも使用者に申し出ることにより退職できます (労基法附 則 137 条*)。																																								
11 頁 5 行	・・・告示「 <u>有期労働契約の締結、更新、雇止め*</u> に関 する基準」(平成 15 年厚生労働省告示第 357 号)・・・	・・・告示「 <u>有期労働契約の締結、更新及び雇止め*</u> に関 する基準」(平成 15 年厚生労働省告示第 357 号・平成 24 年同告示第 551 号)・・・																																								
15 頁 15 行	1) 次の <u>20 業務*</u> が対象となります。 <u>②銀行・証券会社における M & A アドバイザリー業務</u> 欄外 対象業務の追加 2024.4.1 改正 対象業務が <u>19 業務から</u> 20 業務となりました。 「銀行・証券会社における M & A アドバイザリー業務」を <u>追加</u>	1) 次の 19 業務*が対象となります。 表中追加 欄外 対象業務の追加 2024.4.1 改正 対象業務が 1 つ追加され、20 業務となります。 「銀行・証券会社における M & A アドバイザリー業務」																																								
72 頁 1 行	欄外 <u>雇入れ時等教育の拡充 2024 年 4 月 1 日改正</u> 従来、 <u>屋内の非工業的業種については、1) ～ 4) の科目</u> <u>を省略することができましたが、当該省略規程は廃止され</u> <u>ました。そのため、全ての業種で 1) ～ 8) を実施しなけ</u> <u>ればなりません。</u>	欄外 <u>追加</u>																																								
72 頁 7 行	<u>削除</u>	<u>一般事業場の安全衛生管理体制における「その他の業種」</u> <u>の事業場では、5) ～ 8) の教育 (衛生面) の教育で足り</u> <u>ます。</u>																																								
72 頁 22 行	1) 建設業、2) 製造業の一部 (<u>食料品製造業含む</u>)、 3) 電気業、4) ガス業、5) 自動車整備業、6) 機械修 理業、7) <u>新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業</u> 欄外 <u>2023 年 4 月 1 日改正</u> <u>職長等教育の対象業種が拡大し、「食料品製造業」、「新聞</u> <u>業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を新たに追加。</u>	1) 建設業、2) 製造業の一部、3) 電気業、4) ガス 業、5) 自動車整備業、6) 機械修理業 <u>追加</u>																																								
111 頁 15 行	常時 <u>40 人</u> 以上の労働者を雇用している事業主が対象とな ります。	常時 <u>43.5 人</u> 以上の労働者を雇用している事業主が対象とな ります。																																								
111 頁下表	<table><tr><th rowspan="2">義務者</th><th colspan="3">障害者法定雇用率*</th></tr><tr><th>(2023.3.31以前)</th><th>(2024.4.1以降)</th><th>(2026.7.1 以降)</th></tr><tr><td>一般事業主</td><td>2.3 %</td><td>2.5 %</td><td>2.7 %</td></tr><tr><td>国・地方公共団体</td><td>2.6 %</td><td>2.8 %</td><td>3.0 %</td></tr><tr><td>特殊法人等</td><td>2.6 %</td><td>2.8 %</td><td>3.0 %</td></tr><tr><td>都道府県教育委員会</td><td>2.5 %</td><td>2.7 %</td><td>2.9 %</td></tr></table>	義務者	障害者法定雇用率*			(2023.3.31以前)	(2024.4.1以降)	(2026.7.1 以降)	一般事業主	2.3 %	2.5 %	2.7 %	国・地方公共団体	2.6 %	2.8 %	3.0 %	特殊法人等	2.6 %	2.8 %	3.0 %	都道府県教育委員会	2.5 %	2.7 %	2.9 %	<table><tr><th rowspan="2">義務者</th><th colspan="2">障害者法定雇用率 (2021.3.1 現在*)</th></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>一般事業主</td><td colspan="2">2.3 %</td></tr><tr><td>国・地方公共団体</td><td colspan="2">2.6 %</td></tr><tr><td>特殊法人</td><td colspan="2">2.6 %</td></tr><tr><td>都道府県教育委員会</td><td colspan="2">2.5 %</td></tr></table>	義務者	障害者法定雇用率 (2021.3.1 現在*)				一般事業主	2.3 %		国・地方公共団体	2.6 %		特殊法人	2.6 %		都道府県教育委員会	2.5 %	
義務者	障害者法定雇用率*																																									
	(2023.3.31以前)	(2024.4.1以降)	(2026.7.1 以降)																																							
一般事業主	2.3 %	2.5 %	2.7 %																																							
国・地方公共団体	2.6 %	2.8 %	3.0 %																																							
特殊法人等	2.6 %	2.8 %	3.0 %																																							
都道府県教育委員会	2.5 %	2.7 %	2.9 %																																							
義務者	障害者法定雇用率 (2021.3.1 現在*)																																									
一般事業主	2.3 %																																									
国・地方公共団体	2.6 %																																									
特殊法人	2.6 %																																									
都道府県教育委員会	2.5 %																																									
112 頁 5 行	<実雇用障害者数のカウント方法*> <table><tr><th colspan="2">週所定労働時間</th><th>10時間以上 20時間未満</th><th>20時間以上 30時間未満</th><th>30時間以上</th></tr><tr><td>身体障害者・</td><td>重度</td><td>0.5 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td></tr><tr><td>知的障害者</td><td>重度以外</td><td>—</td><td>0.5 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td>精神障害者</td><td></td><td>0.5 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr></table>	週所定労働時間		10時間以上 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上	身体障害者・	重度	0.5 人	1 人	2 人	知的障害者	重度以外	—	0.5 人	1 人	精神障害者		0.5 人	1 人	1 人	<実雇用障害者数のカウント方法*> <table><tr><th colspan="2">対象障害者</th><th>短時間労働者</th><th>短時間労働者以外</th></tr><tr><td>身体障害者・</td><td>重度</td><td>1 人</td><td>2 人</td></tr><tr><td>知的障害者</td><td>重度以外</td><td>0.5 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td>精神障害者</td><td></td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr></table>	対象障害者		短時間労働者	短時間労働者以外	身体障害者・	重度	1 人	2 人	知的障害者	重度以外	0.5 人	1 人	精神障害者		1 人	1 人				
週所定労働時間		10時間以上 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上																																						
身体障害者・	重度	0.5 人	1 人	2 人																																						
知的障害者	重度以外	—	0.5 人	1 人																																						
精神障害者		0.5 人	1 人	1 人																																						
対象障害者		短時間労働者	短時間労働者以外																																							
身体障害者・	重度	1 人	2 人																																							
知的障害者	重度以外	0.5 人	1 人																																							
精神障害者		1 人	1 人																																							

頁行 下とは下から	新	旧
191 頁下 5 行	なお、 <u>2023</u> 年 8 月 <u>29</u> 日付局長通知で示された一般通勤手当の額は <u>72</u> 円です (<u>2024</u> 年度適用)。	なお、 <u>2022</u> 年 8 月 <u>26</u> 日付局長通知で示された一般通勤手当の額は <u>71</u> 円です (<u>2023</u> 年度適用)。
192 頁 13 行	<u>2023</u> 年 8 月 <u>29</u> 日付局長通知で示された一般退職金の費用の水準は、一般基本給・賞与等の 5% です (<u>2024</u> 年度適用)	<u>2022</u> 年 8 月 <u>26</u> 日付局長通知で示された一般退職金の費用の水準は、一般基本給・賞与等の 5% です (<u>2023</u> 年度適用)
192 頁 19 行	<u>2023</u> 年 8 月 <u>29</u> 日付局長通知で示された一般退職金の費用(掛金)の水準は、②と同様に、一般基本給・賞与等の 5% です (<u>2024</u> 年度適用)。	<u>2022</u> 年 8 月 <u>26</u> 日付局長通知で示された一般退職金の費用(掛金)の水準は、②と同様に、一般基本給・賞与等の 5% です (<u>2023</u> 年度適用)。